## 会 議 録 (概要)

会議の名称	令和元年度 第1回佐渡市文化財保護審議会
開催日時	令和元年7月4日(木)
	午後1時30分開会~午後3時30分閉会
場所	佐渡市役所 両津支所 3階会議室(佐渡市両津湊)
議題	議事 (1) 報告事項 ① 改正文化財保護法の概要について ② 市指定文化財の名称変更について ③ 指定文化財(国・県・市)の件数及び新規指定等について ④ 指定文化財修理計画について ⑤ 令和元年度埋蔵文化財出前授業について ⑥ 佐渡市歴史的風致維持向上計画策定に係る進捗状況について ⑦ 世界文化遺産登録に向けた関連事項について ⑧ 佐渡国分寺遺跡群出土品の新潟県有形文化財の指定について ⑨ 文化財き損(佐渡金銀山・その他) ⑩ 西三川地区で発生した火災による文化財被災について (2)審議事項(非公開) 佐渡市文化財指定又は選定候補物件等について(諮問)
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、 その理由)	一部非公開 個人の財産に関する事項が含まれるため
出席者	会長 池田哲夫 委員(有識者) 職務代理 伊藤正一 委員(有識者) 川上治美 委員(有識者)、黒野弘靖委員(有識者)、 橋本博文 委員(有識者)、北條睦夫 委員(有識者)、 本間澪子 委員(有識者) 7名 〈事務局〉 佐渡市教育委員会 教育長 渡邉 尚人 世界遺産推進課 課長 坂田 和三、課長補佐 下谷 徹、 室長 岩崎 成正、係長 本間 正寛、係長 鹿取 渉、 係長 正治 敏、 係長 宇佐美 亮、主任 井藤 博明、 主任 滝川 邦彦、主事 中川 磨、主事 市川 守、 学芸員 平野 黎 13名

	社会教育課 佐渡学センター
	センター長 濱﨑 賢一 1名
会議資料	資料 1 ~14
傍聴人の数	2名
備考	

## ○議事録

発言者	発言内容
坂田課長	ご案内の時間となりました。本日はお忙しい中、令和元年度佐渡市文化財保護審議会にご出席くださり、ありがとうございます。世界遺産推進課課長の坂田と申します。それでは審議会に先立ち、佐渡市教育委員会教育長の渡邉尚人が挨拶いたします。
渡邉教育長	こんにちは、教育長の渡邉です。委員の皆様からは日頃から文化財行政にご理解とご協力を頂きまして、大変ありがとうございます。説明するまでもありませんが、審議会は条例等で定められ、教育委員会の諮問に応じて行う訳ですが、昨年は諮問案件がなく行われませんでした。この後のことを考え、諮問等を順次整備していくことが必要と考えていることから、今回は指定候補物件の提案を委員の皆様には、お願いしたいと思っております。このあと事務局からも何件か提案をさせて頂き、皆様のご意見を聞きながら、それをもとに全体の一覧表等も作っていきたいと思っております。多方面から色々な提案があると、なお審査も進むのかなと思っております。また、その際には、委員の皆様方からもご協力を頂くことになりますので、今後ともよろしくお願いいたします。本日は短い時間ではありますが、よろしくお願いいたします。
坂田課長	それでは、池田哲夫委員からご挨拶を頂きたく、お願いします。
会長	ご多忙の中お集まりくださり、ありがとうございます。文化財保護法が今年 4 月から新しく改正されております。改正では、保存継承は大前提ではありますが、文化財そのものの活用といった面にも重点が置かれております。そういった意味でもこの審議会の役割もより重要になってくると思います。また、近年は災害が頻発しております。文化財についてこれらの対応も考慮していかなければならないと考えております。このような状況の中で、皆様の意見もより一層貴重なものになってくると思われます。議事も多いようですが、委員の皆様方からの忌憚のないご意見を頂き、ご審議頂けたらと思います。どうぞ、よろしくお願いします。
坂田課長	ありがとうございます。それでは、今年度人事異動もございますので、それぞれ

から一言ずつ自己紹介をしたいと思います。

(各自、自己紹介後) 続きまして事務連絡をさせて頂きます。

岩崎室長

この審議会については、佐渡市附属機関等の会議の効果に関する要綱に基づき、 原則公開となります。よって会議記録については市のホームページで公開となりま す。なお、会議記録については後日委員にお配りし確認させて頂きますので、どう ぞ、よろしくお願いします。

坂田課長

続きまして、会議成立について報告します。

岩崎室長

現行委員数 8 名、出席者数 7 名、委任状によるもの 1 名です。審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、過半数の出席を満たしておりますので、会議の成立を報告いたします。

坂田課長

それでは、これからの議事については、条例に基づき池田会長にお願いします。

会長

会議開催の前に会議資料の確認をお願いします。

岩崎室長

【資料確認】

会長

それでは、(1)報告事項①~⑤について、一括して事務局から説明願います。

事務局

一説明一※説明内容省略

報告事項①改正文化財保護法の概要について資料1 (本間)

報告事項②市指定文化財の名称変更について資料2 (中川)

報告事項③指定文化財の件数及び新規指定等について資料3 (本間)

報告事項④指定文化財修理計画について資料4 (本間、宇佐美)

報告事項⑤令和元年度埋蔵文化財出前授業について資料5 (鹿取)

会長

報告事項①~⑤についてご質問等ございますか。

②の名称変更については、本間委員よろしいですか。

E委員

はい。むしろ早くに名称変更をしたほうが良いと思います。

会長

資料にありますが、佐渡市においては、これまで指定書に解説を入れることになっていたのでしょうか。

事務局

様式があり、これまでそのような形となっています。

会長

わかりましたが、指定書の中に推測されると言う一文があり、この部分が気にな

るところです。他にご意見が無いようでしたら、続けて(1)報告事項⑥~⑩について、説明願います。

事務局

一説明一※説明内容省略

報告事項⑥佐渡市歴史的風致維持向上計画策定に係る進捗状況について 資料 6 (市川)

報告事項⑦世界文化遺産登録に向けた関連事項について<u>資料 7</u>(正治)報告事項®佐渡国分寺遺跡群出土品の新潟県有形文化財の指定について<u>資料 8</u>(鹿取)

報告事項⑩文化財き損(佐渡金銀山・その他) 資料 9 (中川、宇佐美) 報告事項⑩西三川地区で発生した火災による文化財被災について資料 10 (宇佐美)

会長

事務局からの説明について何かご質問等ございますか。

C委員 文化財のき損について、修理の補助金についてはどこからか出るのでしょうか。

事務局

指定になっているものであれば、補助対象となります。但し、緊急性にもよりますが、市の財源が確保されていないので、状況によっては予算の範囲内でのやり繰りとなります。結果的には対応が十分できていないというのが現状です。

C委員

今回の場合は結果的に所有者が自前でやったということでしょうか。

事務局

タイミングや金額によっても対応は異なります。できる限り応援はしていきたい と思っています。

C委員

継続して何割補助するなどの基準はあるのでしょうか。

事務局

基本的には補助は 1/2 以内です。茅葺きやコバ葺きなどの自然屋根については 3/4 などの線引きがあります。

C委員

国・県・市の指定区分によって補助率も変わるのでしょうか。

事務局

国指定の場合は、基本 1/2 で所有者の財政状況によって 85% となります。国指定の場合は、国が 1/2、県が国補助残りの 1/5、市が国県補助残りの 1/2 となります。県指定の場合は県が 1/2、市が残りの 1/2 となります。

会長

歴まちの計画の資料の中で文弥人形は入っていないようです。相川では盛んで、 今また復活するような動きもありますが、入っていないのは何故でしょうか。また、 鬼太鼓は全島入っており、いくつかのパターンにも分かれているようですが、どう いった論拠があるのでしょうか。 事務局

文弥人形に関しては、50 年以上の建物と活動が続いているということが条件となっていることから、扱っていない状況になっています。また、鬼太鼓は、一つにまとめていますが、本文の原稿の中で豆まき系や前浜系、国仲系などというように流派を分けています。

会長

分け方にちゃんとした論拠があるのかを示していますか。

事務局

佐渡市としては一般的な3種類の流派について、記載させて頂いております。

会長

風致という言葉が気になります。風致の兼ね合いが取れているのかどうか。公で作ってしまうと後々大変な面もあります。論拠を明確にしながら、歴史的な蓄積のうえで行事も行われていると思われるので、その辺りの根拠を明確にしながら計画を立てて頂きたいと思います。その他、ご意見ございますか。

C委員

関連して、先程のご説明ですと 17 の対象を 11 にしたとありますが、2 番目に鉱 山町相川の鉱山祭りの歴史的風致とあります。この中のやわらぎ神事については、 一度途絶えてまた復活していますが、鉱山祭り全体枠として出しているという考え でよろしいでしょうか。

事務局

やわらぎに関しては、途絶えたのではなく休止という認識で捉えていることから、一連のものと考えております。

C委員

わかりました。

会長

鉱山祭りに関しては、私も勘違いをしていましたが鉱山祭りと恩賜金記念祭とは違いますね。このほかに古い祭りもあり、混同されている面もありますので、整理をして頂きたいと思います。その他、ご質問ありますか。

E委員

笹川の火災についてですが、文化的景観の範囲になりますが、焼失した建物を再建する際に、近代的な建物にはしないなど、何か条件や制約などはあるのでしょうか。

事務局

新築される際には、突飛な色は避けてもらうなど、所有者にお願いをしていくことになります。

E委員

虎丸山の写真を撮る際に、いつも写る建物であったので、今後どのようになるのか気になっています。

事務局

所有者が落ち着いてからなど、状況を見計らいながら、今後対応をしていきたい

と思っています。 会長 それでは、次、(2)審議事項に移りたいと思います。 渡邉教育長 (2) 審議事項 (諮問書の読み上げ) 会長 それでは、内容の詳細について説明をお願いします。 事務局 (説明省略) 会長 ただ今事務局から説明がありましたが、当審議会では諮問に基づき文化財の指定 候補を提案することになります。ただ今事務局から3件が提案されていますが、委 員の皆様からも積極的にご発言を頂けたらと思います。なお、審議事項については、 個人の財産に関する情報が含まれることから以後は非公開といたします。 **----**<非公開> -